注意

入札制度が変わりました。

■暴力団員等や，役員に暴力団員等がいる法人は，買受人となれません。
■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は，買受人となれません。

入札の際に，次の書面の提出が必要になりました。
（入札書ごとに必要です。）

暴力団員等に該当しない旨の陳述書（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完・提出後の訂正は不可）。
※記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。
（よくある誤り）「陳述」欄「□自己の計算において・・・ありません」の□のチェックは，「他人から資金の提供を受けて，当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には，チェックは不要です。

＋

住民票（個人の場合）

資格証明書（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※住民票は，氏名・住所・生年月日・性別の記載があり，マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
※入札する日において発行後３か月以内のものを提出してください。

＋

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）
〒983-8639 仙台市青葉区片平一丁目６番１号　仙台地方裁判所執行官室　☎022-223-3845

令和８年（ヌ）第１４号【物件番号１】

注　　意　　書

・現況調査報告書に物件２、９が含まれますが、<u>売却対象外</u>となりますのでご注意ください。

・評価書には、「令和７年（ヌ）第１２８号」と表記されていますが、「令和８年（ヌ）第１４号【物件番号１】」と読み替えてください。

令和　８年（ヌ）第　　１４号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月２５日
仙台地方裁判所第４民事部
裁判所書記官　大　張　　梓

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月１５日　午前　９時００分から 令和　８年１２月２２日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２４日　午前１０時００分 仙台地方裁判所開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　８日　午後　３時００分 仙台地方裁判所第４民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		別紙物件目録中，☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月２５日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	632,000 505,600		126,400	18,750	0
備考					

令和　８年（ヌ）第　　１４号

物　件　目　録

１　所　　在　　石巻市桃生町城内字西嶺

　　地　　番　　２３番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　８８４．５７平方メートル

令和　８年（ヌ）第　　１４号

物　件　明　細　書

令和　８年　９月２９日
仙台地方裁判所第４民事部
裁判所書記官　工　藤　洋　志

1　不動産の表示
【物件番号１】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号１】
Ｂが占有している。同人の賃借権は、対抗要件を有していない。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　8年（ヌ）第　　14号

物　件　目　録

1　所　　在　　石巻市桃生町城内字西嶺

　　地　　番　　２３番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　８８４．５７平方メートル

令和８年(ヌ)第　１４号
令和８年　３月　６日受理
令和８年　４月２０日提出

現況調査報告書

（物件１、２、９関係分）

仙台地方裁判所
執行官　佐々木　　和志　　(印)

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ヌ）第　　14号

物　件　目　録

1　所　　在　石巻市桃生町城内字西嶺

　地　　番　２３番

　地　　目　宅地

　地　　積　８８４．５７平方メートル

　所有者　A

2　所　　在　石巻市桃生町城内字西嶺

　地　　番　２４番

　地　　目　畑

　地　　積　９３８平方メートル

　共有者　A　　持分４分の３

9　所　　在　石巻市桃生町城内字東嶺

　地　　番　３３１番３

　地　　目　雑種地

　地　　積　１５５９平方メートル

　所有者　A



（土地用）

不動産の表示	「物件目録（物件１）」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１
現況地目	■宅地　（物件１　）　□公衆用道路（物件　　）　□農地（物件　　） □雑種地（物件　　）　□山林　　（物件　　）　□ □
形状	■公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	□土地所有者　　■その他の者 □上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している □上記の者が駐車場として使用し、占有している ■上記の者が更地の状態で占有している。 □ ■「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	物件１は草木や低灌木が繁茂した状態になっている。物件１には、登記記録上は、C（物件１の前所有者）所有の下記建物が記載されているが実際には存在しない。滅失した時期は不明である。 家屋番号　２３ 種　類　居宅 構　造　木造草葺平家建 床面積　１１２．３９㎡ （符号１～４の附属建物あり） 物件１は西側で石巻市の管理する「道」に接面している。この道路は市道である。
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 保管開始日　令和　年　月　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（土地用）

不動産の表示	「物件目録（物件２）」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件２
現況地目	□宅地　（物件　　）　□公衆用道路（物件　　）　□農地（物件　　） ■雑種地（物件２　）　□山林　　（物件　　）　□　　（物件　　） □
形状	■公図のとおり　　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	□土地所有者　■その他の者 □上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している □上記の者が駐車場として使用し、占有している ■上記の者が更地の状態で占有している。 □ ■「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	物件２の登記記録上の地目は畑であるが、草木や低灌木が繁茂した状態になっている。 石巻市農業委員会からの回答書には、次のように記載されている。 ア　現況は農地ではない イ　所有権移転、賃借権設定及び転用等の許可はない ウ　原状回復命令が発せられる見込みはない エ　非農地証明申請をなし、非農地証明書を得れば農地買受適格証明書は不要である。 物件２は西側及び北側で石巻市の管理する「道」に接面している。
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 └保管開始日　令和　　年　　月　　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（土地用）

不動産の表示	「物件目録（物件９）」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件９
現況地目	□宅地　（物件　　）　□公衆用道路（物件　　）　□農地（物件　　） ■雑種地（物件９　）　□山林　　（物件　　）　□ □
形状	□公図のとおり　　■地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　　□その他の者 □上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している □上記の者が駐車場として使用し、占有している ■上記の者が更地の状態で占有している。 □ □「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	建物等はないが、草木や低灌木が繁茂した状態になっており、立ち入りは困難な状態である。 南西側で桃生郡桃生町（現石巻市）所有の３３１番２の公衆用道路に接面している。この道路は市道である。
執行官保管の仮処分	■ない □ある　［　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 └保管開始日　令和　　年　　月　　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件１、２関係）

占有範囲	■全部 □
占有者	□債務者 ■B
占有状況	□敷地 □駐車場 ■更地 □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □

■関係人（■B（占有者） ■A（所有者））の陳述／■提示文書（念書、領収証２通）の要旨

占有権原		■賃借権 □使用借権 □
占有開始時期		平成３０年 ９月１０日
最初の契約等	契約日	平成３０年 ９月１０日
	期間	平成３０年 ９月１０日から ■令和 ５年 ９月 ９日まで ５年間 □期間の定めなし
更新の種別		■合意更新 □自動更新 □法定更新
現在の契約等	期間	令和 ５年 ９月１０日から ■令和 １０年 ９月 ９日まで ５年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者 □その他の者（ ）
	借主	■占有者 □その他の者（ ）
賃料・支払時期等		毎 金 円（毎 限り 分支払） ■前払（「その他の欄」記載のとおり ） □相殺（ 分 円）
敷金・保証金		■ない □ある（□敷金 円 □保証金 円）
特約等		□譲渡・転貸を認める □
その他		地代は、平成３０年９月１０日に平成３０年９月１０日から令和５年９月９日までの分２１０万円を、令和５年９月１日に令和５年９月１０日から令和１０年９月９日までの分１８０万を前払いで支払っている。対象地は物件１と物件２である。
執行官の意見		■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■A （本件所有者　　）	本物件の所有者です。物件１には、登記記録上は建物があるとのことですが、以前は建物が建っていたのは確かですが、だいぶ前に解体して、現在は更地になっています。滅失の登記をしなかった理由は特にありません。物件２は登記記録上の地目は畑になっていますが、私が相続する前から耕作はしていませんでしたし、私も耕作はしていません。売却対象外の共有持分権も私が取得することで共有持分権者Ｄと話はついているのですが、登記はそのままになっています。 物件１と物件２を一体の土地としてＢに貸しています。期間は平成３０年９月１０日から令和１０年９月９日までの１０年間で、賃料は平成３０年９月１０日に２１０万円、令和５年９月１日に１８０万円と全期間分を一括で受け取っています。
■B （本件賃借人　　）	物件１と物件２の土地を借りています。契約内容はＡの陳述のとおりです。資材置き場として借り受けました。現在は使用していないのですが、必要になるときもあるのであらかじめ借りています。以前は建物があったようですが、土地を借りた時点では建物はありませんでした。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R8年3月11日（水） 12：30－12：40	石巻市役所	石巻市に課税台帳等の資料請求
R8年3月11日（水） 16：00－16：10	石巻市農業委員会 （石巻市河北総合支所内）	農地の権利変動等の調査について照会
R8年3月18日（水） 10：30－10：40	仙台法務局石巻支局	物件及び周辺土地の全部事項証明書受領
R8年3月18日（水） 11：10－11：30	石巻市役所	石巻市から課税台帳等の資料受領、物件の特定及び接道についての調査
R8年3月18日（水） 12：20－12：30	石巻市農業委員会 （石巻市河北総合支所内）	農地の権利変動等の調査についての回答書受領
R8年3月18日（水） 13：30－13：50	物件所在地	物件確認、写真撮影
R8年4月3日（金） 13：30－14：00	物件所在地	写真撮影、立入調査、評価人帯同
R8年4月8日（水） 9：00－9：30	執行官室	所有者Ａ及び占有者Ｂより占有状況等聴取（電話による聴取）

（特記事項）

□ 令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていたので、立会人　　を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□ 令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公図写１

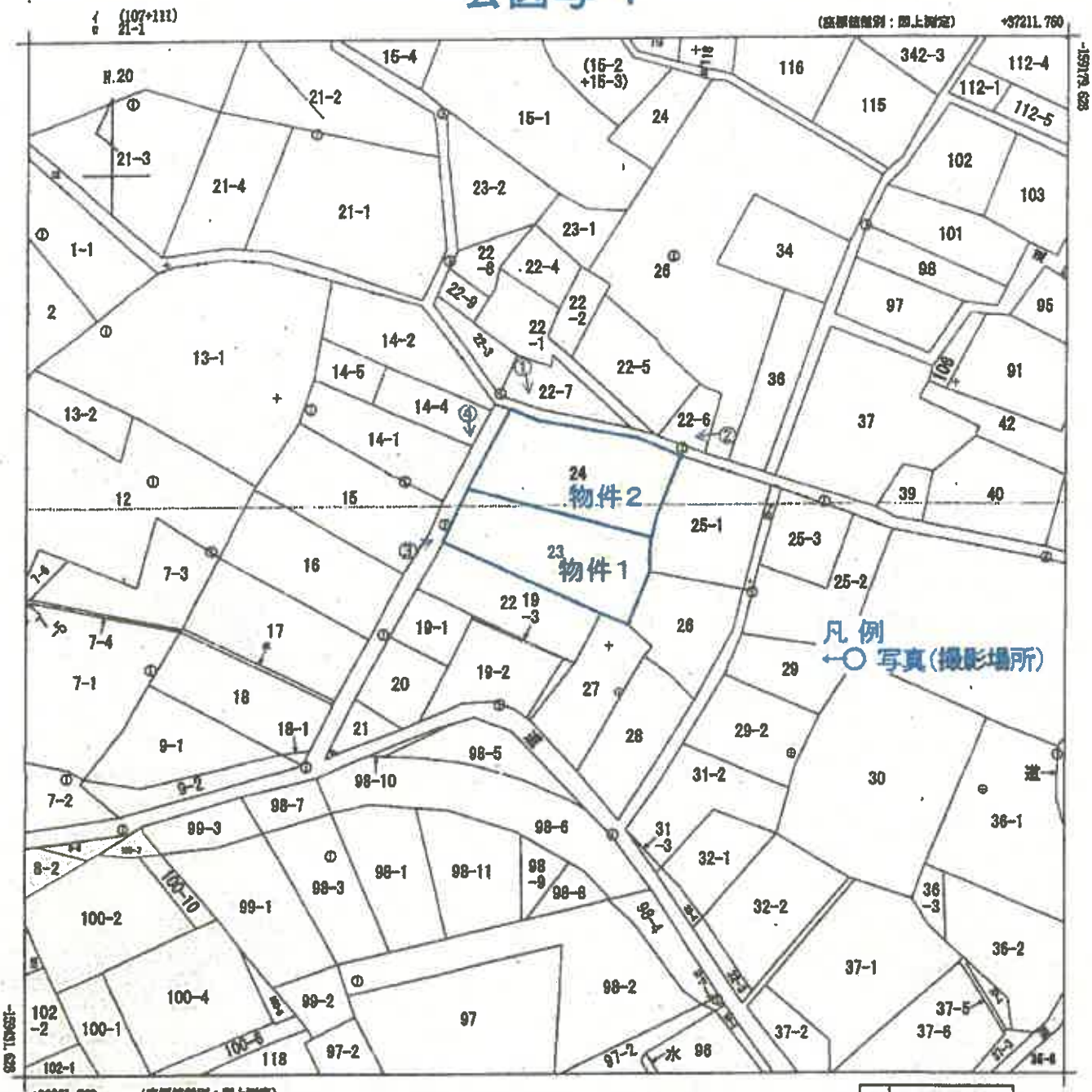

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokuta1haiyouk12011.par)による修正がされています。

地番区域見出
桃生町城内字西嶺

A４判に縮小

調製部 求分	所在	石巻市桃生町城内字西嶺			地番	23番			
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和44年10月			備付年月日(原図)	昭和61年9月1日	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(仙台法務局石巻支局管轄)
令和8年2月2日
さいたま地方法務局川口出張所
登記官

請求番号：14-1
(1/1)

(８枚目)

公図写2

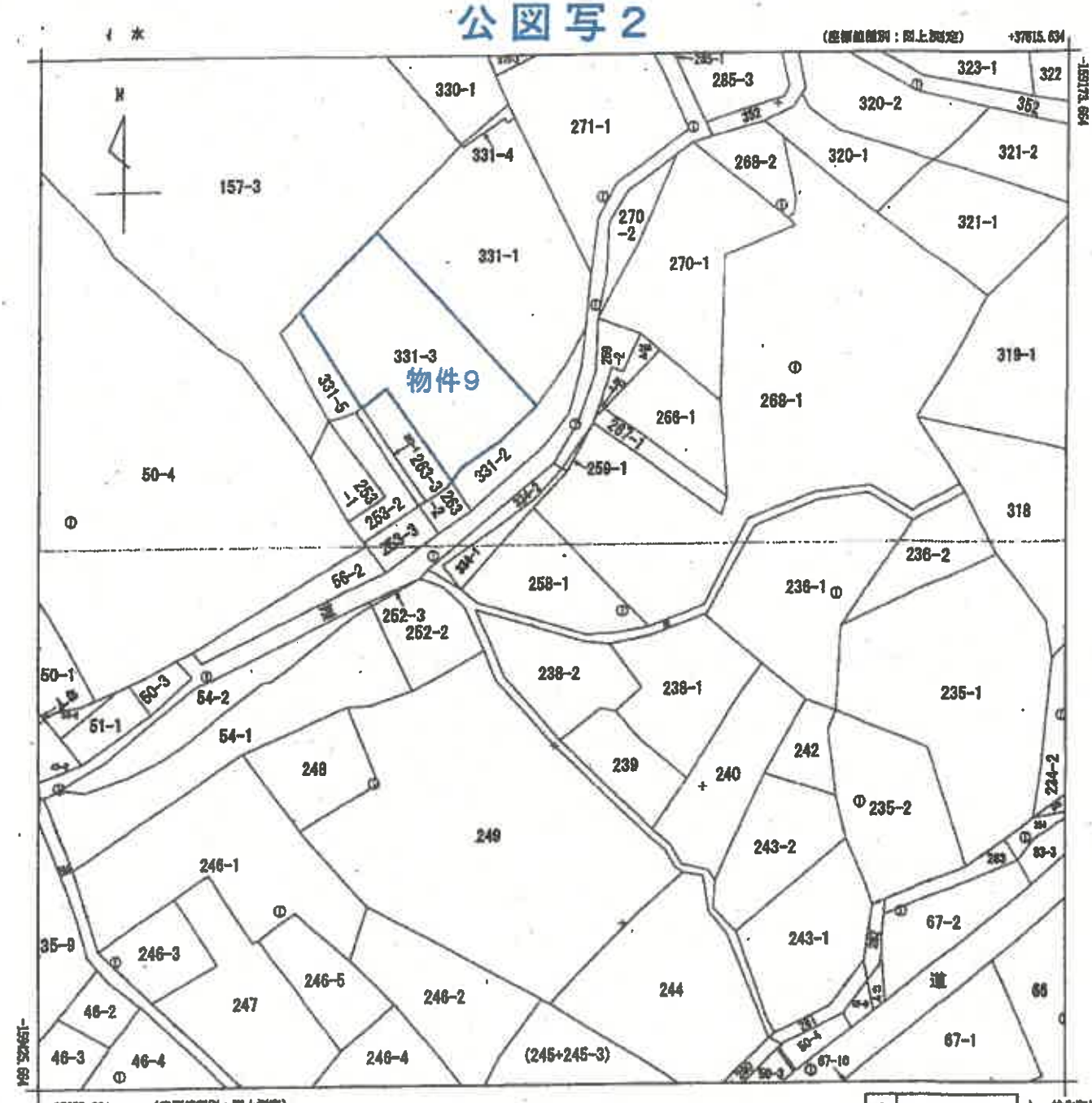

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(tohokutaibeiyouki2011.par)による補正がされています。

A４判に縮小

請求部分	所在	石巻市桃生町城内字東嶺				地番	258番1		
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和44年10月			備付年月日(原図)	昭和61年9月1日	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局石巻支局管轄)

令和8年2月2日

さいたま地方法務局川口出張所

登記官

請求番号：14-3

(1/1)

(９枚目)

登記年月日：平成30年4月23日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

（仙台法務局石巻支局登録）

令和3年2月2日　さいたま地方法務局川口出張所　登記官

（１０枚目）

地　番	331－3、331－5
土地の所在	石巻市桃生町城内字東裏

地積測量図

座標求積表

地番	㉑ 331-3			
点	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
P1	-158274.462	37443.208	-67.548	9910966.080715
P211	-158334.194	37435.654	-3.439	540006.940339
P212	-158338.588	37444.858	50.650	-8338937.662974
P5	-158288.304	37449.944	31.301	-5405317.802967
P222	-158277.875	37466.830	18.343	-2903153.277976
P223	-158274.838	37482.327	12.211	-1941897.769882
P224	-158267.101	37477.630	18.913	-2969846.486767
P225	-158254.271	37468.399	-66.182	4797367.322934
			合　計	-8119.647968
			合計面積	1656.8200000
			地　積	1656.82 ㎡

地番	㉒ 331-5			
点	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn・(Yn+1-Yn-1)
P2	-158349.462	37434.665	7.966	-1159796.089092
P3	-158342.630	37434.149	18.697	-2677858.921797
P4	-158358.722	37442.722	-6.109	-1281466.035611
P213	-158358.609	37441.258	-13.883	2972146.178226
P211	-158336.191	37435.654	-69.213	9234985.815482
			合　計	-11.647968
			合計面積	306.1800000
			地　積	306.18 ㎡

総合計面積	1767.7220000 ㎡

使用電子基準点			
点名	座標値		点号
宮城桃生	-159407.243	42134.222	
涌谷	-163094.139	37356.249	
河北	-159277.997	41496.996	

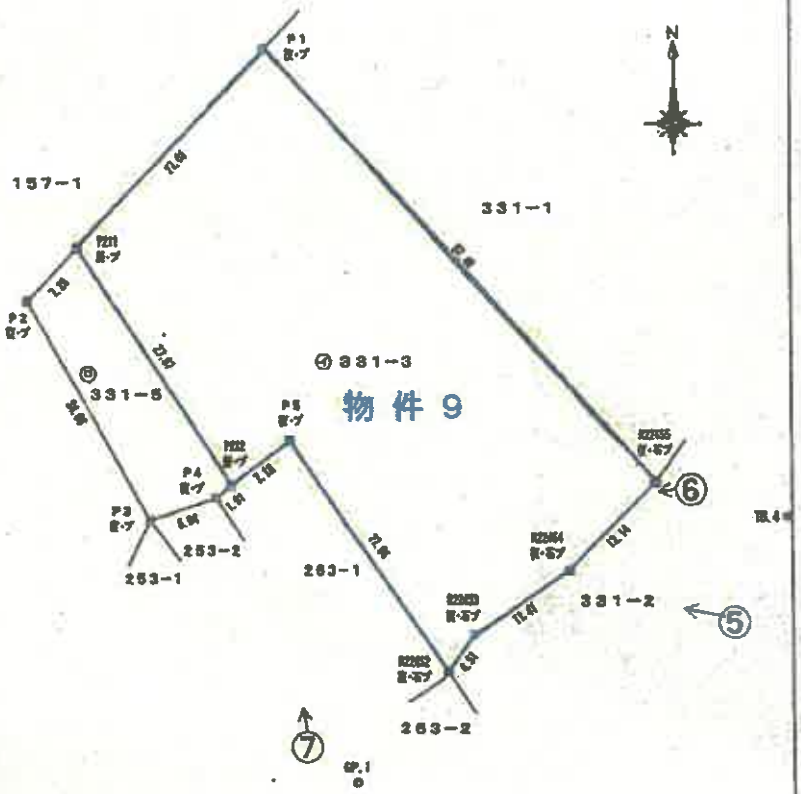

凡例
←○写真(撮影場所)

（単位：m）

A4判に縮小

測地系	世界測地系（測地成果２０１１） 平面直角座標系（第Ⅹ系）		
基準点名等	X座標	Y座標	備考
07.1	-159056.876	37456.457	参先点（公共座標）
TR.4	-159282.623	37468.209	参先点（公共座標）
方向角の取得元			
測量年月日	平成２６年１１月１３日		

凡例

境界標の種類		境界点間	
石コ	石杭(コンクリート杭)	官	官有地
石プ	石杭(プラスチック杭)	公	公共用地
石鉄	石杭(金属鋲)	学	道路敷
石鋲	石杭(金属鋲)	鉄	鉄道敷
コ	コンクリート杭	計	計画点
プ	プラスチック杭	種	別
金	金属標	官有民有境界	境界マーク
鉄	金属鋲	○	道路点

作成者	[redacted]	（平成 30 年 4 月 18 日作成）	申請人	[redacted]	縮尺	1／500

請求番号：14-6

写真①



写真②



写真③



物件1

写真④



物件2　　物件1

写真⑤　物件9



写真⑥　物件9



写真⑦

物件9



令和 ７ 年（ヌ）第１２８号
令和 ８ 年 １ 月２０日 現地調査
令和 ８ 年 ２ 月１６日 評　　価

仙台地方裁判所第４民事部　御 中

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
江　澤　亜　樹

第１　評　価　額

物件番号	評　　価　　額
物件１（土地）	金　６３２，０００　円

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないのが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	別紙物件目録記載のとおり	
番号	特記事項		
	なし		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１）

位置・交通	ＪＲ気仙沼線「陸前豊里」駅の南東方・道路距離約 3.5 ㎞、桃生総合支所の東方・道路距離約 1.5 ㎞（別添「位置図」参照）	
付近の状況	桃生総合支所と桃生豊里インターとの間にあって、一般住宅、農家住宅が建ち並ぶ集落地域。 標準的街路は有効幅員約 3m舗装市道（西嶺１号線）である。市道寺崎城内線に接続するが、系統・連続性は劣る。総合支所周辺にはスーパーマーケット、ドラッグストア等があり、利便性は普通。南向き傾斜地勢の住宅地域であり、住環境は普通。自然的災害、公害、危険・嫌悪施設等はない。 標準的画地は規模 600 ㎡程度（間口 15m、奥行 40m）、東向きの戸建住宅地である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	都市計画区域外
	用途地域	—
	建蔽率	—
	容積率	—
	防火規制	なし
	その他の規制	
画地条件	地積	884.57 ㎡
	間口・奥行	約 14m×約 50m
	形状	略長方形
	地勢	南向きの緩傾斜地勢（高低差 1～2m）
	街路接面状況	一方路画地
	その他	特になし
接面道路の状況	北西側 4m（有効幅員 2.5～3m）、市道、舗装一部有、0～1m高く接面道路接面部中央より北方は未舗装	
土地の利用状況等	空地であるが雑草灌木が繁茂しており、立入りが困難となっている。近隣住人によれば、以前は建物があったが、解体・撤去されており、ここ数年は放置されたままであるとのことである。	
供給処理施設	上水道　あり　　下水道　なし　　ガス配管　なし	
	（注）供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に当該施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
土壌汚染の有無	残置物の詳細は不明であるが、現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定し難い。
特記事項	◦ 本物件の利用に際しては、雑草・灌木の除去等の整地を要する。 ◦ 本物件を所在とする建物登記（家屋番号 23 番）が抹消されずに残存している。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

目的土地の価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地　積 (㎡) ウ	土 地 価 格 ア×イ×ウ
1	2,700	0.63	884.57	1,505,000

ア　標準画地価格（公示価格等との規準をもとに査定）

地価調査基準地　石巻(県)－12

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	規準とした価格等
4,000 円/㎡	× 98.6／100	× 100／100	× 100／144	＝ 2,700 円/㎡

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：特になし

◇ 地 域 格 差：街路 10、交通接近 0、環境 40、行政的 0

イ　個別格差：画地内地勢　－10（0.90）

整地を要する　－30（0.70）

相乗積　63%（0.90×0.70＝0.63）

ウ　地　　積：登記数量による。

２　評価額の判定

前記により求めた土地価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

番号	基礎となる価格 (円) ア	占有減価 修　正 イ	市 場 性 修　正 ウ	競売市場 修　正 エ	評　価　額 (円) ア×イ×ウ×エ
1	1,505,000	1.00	0.70	0.60	632,000

イ　占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

ウ　市 場 性 修 正：郊外農村部の既存集落にあるため、市場性の大幅な減退に伴い市場滞留期間の長期化が見込まれることを考慮した。

エ　競売市場修正：「評価の条件」記載の、不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※　算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第６　採用した地価公示標準地等の概要

地価調査基準地［石巻(県)－１２］

所　　在：石巻市桃生町樫崎字新堀１６４番

価　　格：４，０００円/㎡

位　　置：ＪＲ気仙沼線「陸前豊里」駅の南東方道路距離４．５km

価格時点：令和７年７月１日

地　　積：２８０㎡

供給処理施設：水道

接面街路：南西側７．４m市道、北西側道

用途指定等：都市計画区域外

地域の概要：農家住宅を中心に店舗併用住宅も介在する住宅地域

第７　附属資料

１　位　置　図（国土地理院地図）

２　法第１４条第１項地図写

以　上

別紙

令和　7年（ヌ）第　　128号

物　件　目　録

1　所　　在　　石巻市桃生町城内字西嶺

　　地　　番　　23番

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　884．57平方メートル

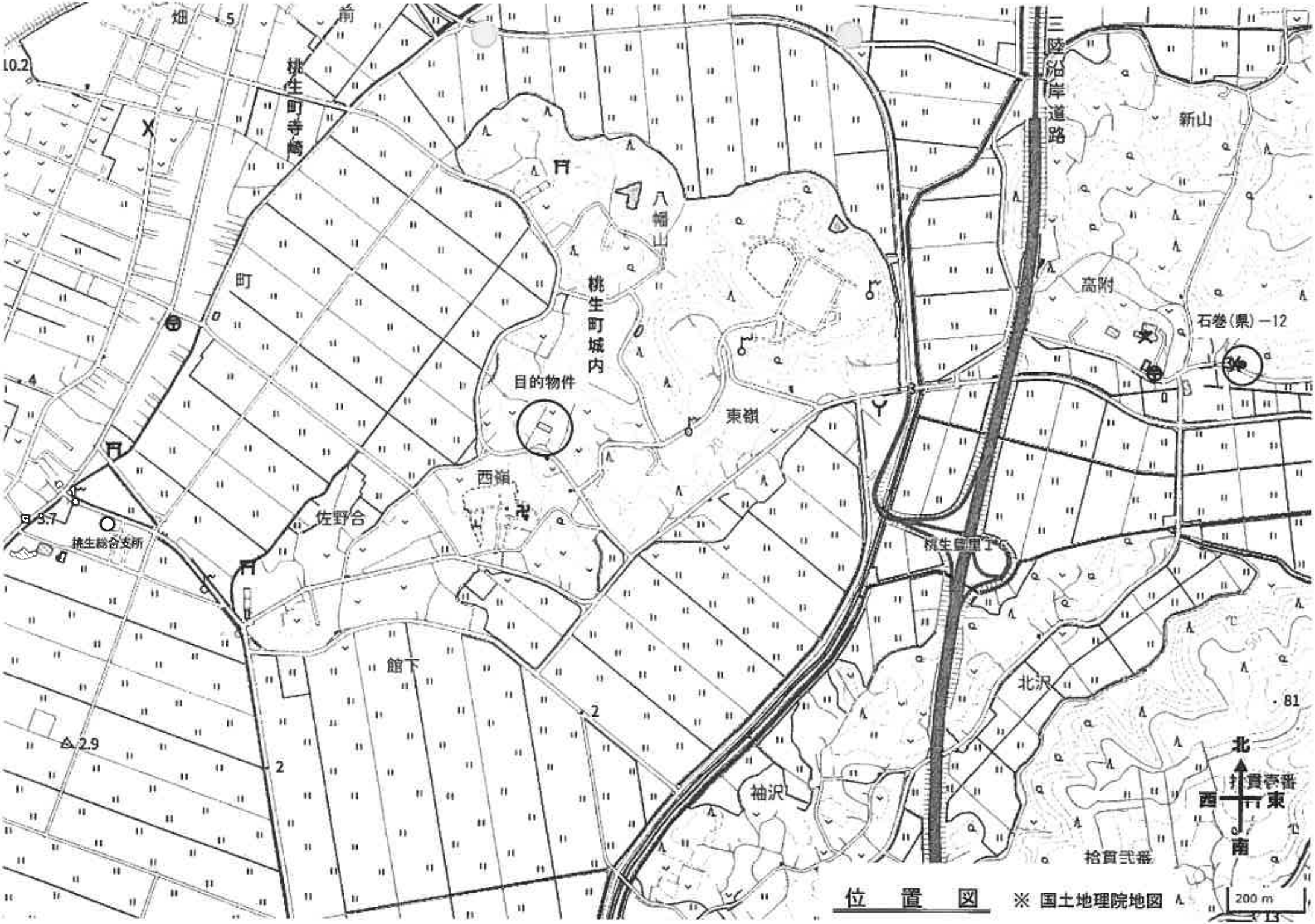

三陸沿岸道路
新山
高附
石巻(県)－12
桃生町寺崎
八幡山
桃生町城内
目的物件
東嶺
西嶺
佐野合
桃生総合支所
館下
北沢
袖沢
拾貫弐番
北
西
東
南
200 m

位　置　図　※ 国土地理院地図

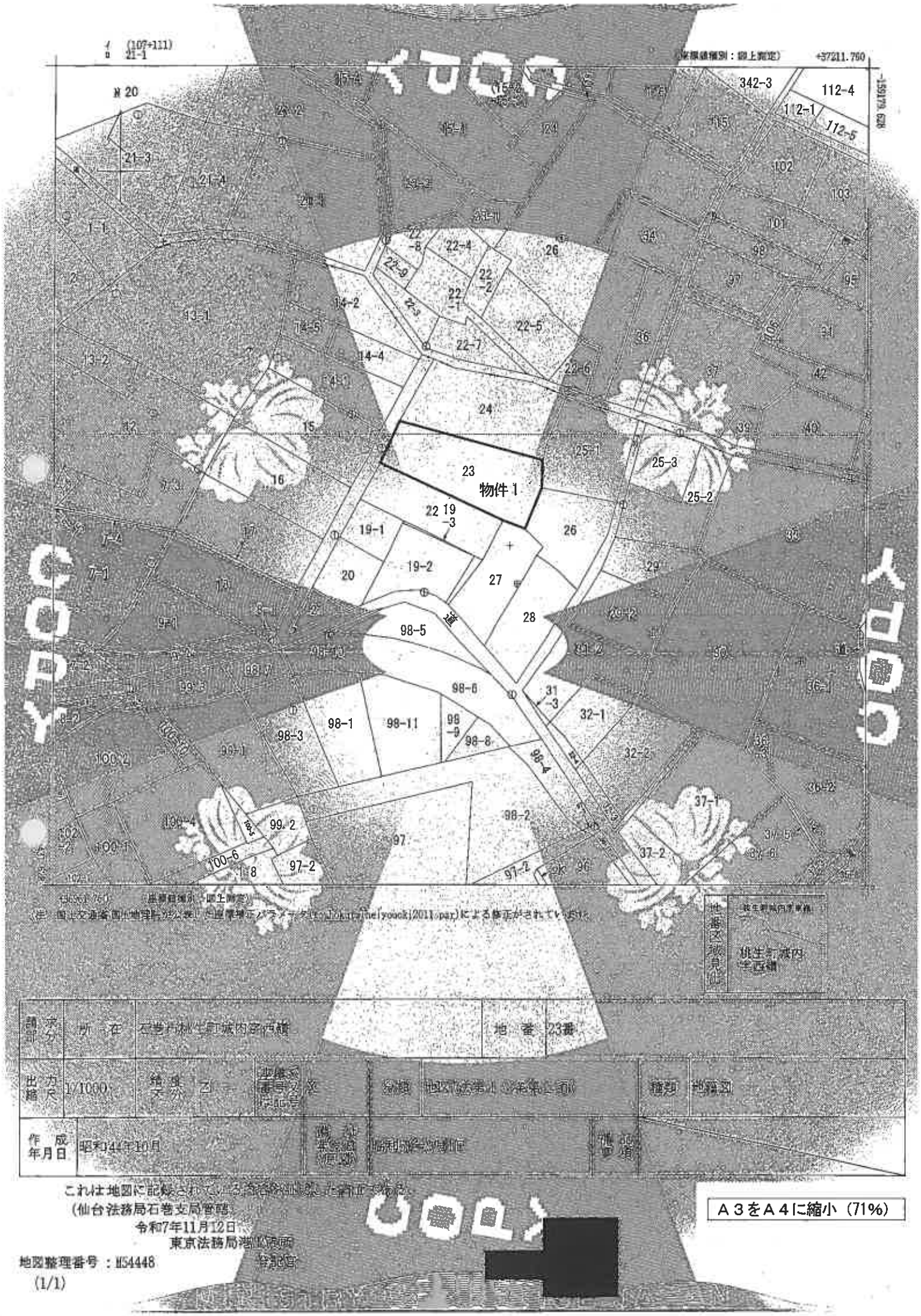

請求部分	所在	石巻市桃生町城内字西嶺			地番	23番		
出力縮尺	1/1000	結果文分	乙	座標系番号又は記号	区	分類	地図法第1[illegible]条第[illegible]項	種類	地籍図
作成年月日	昭和44年10月			備考年金額(戸数)	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]		備考事項		

これは地図に記録されている[illegible]
(仙台法務局石巻支局管轄)
令和7年11月12日
東京法務局港[illegible]
登記官

地図整理番号：M54448
(1/1)

Ａ３をＡ４に縮小（71%）